

たかまつ創生総合戦略推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、様々な立場の有識者から広く意見を聴取するため、たかまつ創生総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 懇談会の意見聴取事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略及び地方人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び効果の検証に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市政に関し見識を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をも

って充てる。

- 3 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(最初に委嘱される委員の任期の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。